

質 問 回 答 書

令和 8 年 8 月 1 8 日

塩尻市水道事業部上水道課

塩尻市水道料金等徴収業務委託プロポーザルに関する質問に対して、以下のとおり回答いたします。

No.	質問	回答
1	塩尻市水道料金等徴収業務委託仕様書の別紙 5 経費負担区分一覧表の事務用消耗品に関して、プリンター・ファクシミリ等に付帯する消耗品とありますが、消耗品とは「トナーカートリッジ」および「ドラムカートリッジ」という認識でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
2	塩尻市水道料金等徴収業務委託仕様書の第 2 章 2.19 のスマートメーターの導入に関して、委託期間中におけるスマートメーターの導入計画について全体の導入予定件数、年度別の概算計画（導入件数）が現時点でありましたらご教示下さい。	スマートメーターの導入については、実証実験の状況によって導入を検討するため、導入予定件数は、現時点では未定です。
3	塩尻市水道料金等徴収業務委託仕様書の第 2 章 2.19.1 のスマートメーターのデータセンターからのデータ取得に関して、データ取得は水道料金センターにて貸与パソコンで受信可能なシステムでしょうか。また、委託業務細目 7(1)エ(ア)の通信状態の確認はスマートメーターのシステムにて確認できますでしょうか。ご教示下さい。	スマートメーターのデータ取得については、クラウドで確認可能なシステムのため、貸与パソコンでご対応いただけます。通信状況をシステムで確認可能かについては、スマートメーターのメーカーによって異なります。導入するメーカーについては現在検討中です。
4	委託業務細目 7 (1) エ (イ) のその他スマートメーターの管理に関し甲が指示する業務とは、どのような業務を想定されていますでしょうか。ご教示下さい。	漏水及びスマートメーターの指針に不具合があった際の報告等を想定しています。

5	塩尻市水道料金等徴収業務委託仕様書の第2章 2.18 の検針周期の変更に関して、検針周期を隔月に変更するに当たり、上水道料金・下水道使用料の納入通知書の発送月・納期等、現時点で決まっていることはありますでしょうか。ご教示下さい。	隔月検針への変更については、現在検討段階にあるため、請求方法等については未定です。
6	委託業務細目の 4. (3) の隔月検針の変更に関する業務とはどのような業務を想定されていますでしょうか。ご教示下さい。	隔月検針の変更に伴う、業務内容の変更、検針員の配置変更等の調整、及び移行期に毎月検針と隔月検針の両方の請求が発生することへの対応を想定しています。
7	塩尻市水道料金等徴収業務委託仕様書の第2章 2.18 と、第7章 7.11 の検針周期の変更及び料金改定に関して、検針周期の変更・料金改定に伴う市民への説明や通知及び周知については、貴市において十分な期間を確保した上で実施される予定でしょうか。ご教示下さい。	検針周期の変更及び料金改定については、令和9年度に実施する水道料金等審議会で意見聴取を行い、方針を決定する予定です。市民への説明、通知及び周知についても本市で実施予定です。ただし一部業務についてご協力をお願いする可能性があります。
8	塩尻市水道料金等徴収業務委託仕様書の第2章 2.18 と、第7章 7.11 の検針周期の変更及び料金改定が行われた場合、令和9年度以前と令和10年度以降の収納率の算定に係る状況が大きく変化することが想定されますが、予定収納率と目標収納率の見直し等がありますでしょうか。ご教示下さい。	予定収納率及び目標収納率の見直しの予定はありません。 受託事業者には、予定収納率・目標収納率の達成に向けて、最大限の努力をお願いいたします
9	委託料に関して、最低賃金及び社会保険料の引き上げにより人件費が大幅に変動した場合、又は燃料費高騰等の物価上昇により印刷製本費に係る用紙等の仕入価格が大幅に変動した場合、委託料改定に向けた協議の対象となりますでしょうか。ご教示下さい。	人件費や物価上昇による大幅な変動については、委託料改定の協議の対象となります。

10	塩尻市水道料金等徴収業務委託プロポーザル実施要領 第3 提出書類 4 提案書等に関する事項 (5) 提案書等の内容 ア 提案書 には、提案内容として最初に「(ア) 業務体制及び業務執行計画」を掲げるとされています。 一方、塩尻市水道料金等徴収業務委託評価基準書 第2 審査基準及び着眼点 2 審査の着眼点 では、提案書に記載する項目として最初に「(1) 会社概要及び財務状況、受託実績 (配点 10 点)」を掲げるとされています。 両方で最初に記載すべき項目の記号及び内容が相違しているため、どちらを基準に提案書を作成すればよいかご教示ください。	提案書の構成については、塩尻市水道料金等徴収業務委託プロポーザル実施要領 第3 提出書類 4 提案書等に関する事項 (5) 提案書等の内容 ア 提案書を基に作成してください。 塩尻市水道料金等徴収業務委託評価基準書 第2 審査基準及び着眼点 2 審査の着眼点 の「(1)会社概要及び財務状況、受託実績 (配点 10 点)」については、参加表明時にご提出いただいた書類を基に採点を行うため、提案書への詳細の記載は不要です。ただし、プレゼンテーション及びヒアリングの実施において、自社の受託実績等について言及し、アピールしていただくことを妨げるものではありません。
----	---	--